

定 款

社会福祉法人東保会
とうふ保育園

第一章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下)「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種 社会福祉事業

- (イ)保育所とうぶ保育園の設置経営
- (ロ)一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人東保会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を佐賀県多久市東多久町大字別府 4158 番地 2 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 4 名以上 7 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 15 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める「役員等報酬規程」により支給することができる。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第三章 評議員会

(構成員等)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員の選任、解任については、理事会で別に定める評議員選任・解任委員会運営規定において定める。

3 評議員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 評議員選任・解任委員会で解任された場合

(2) 死亡

(3) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 40 条第 1 項各号に該当することとなった場合

(役員等の出席)

第 10 条 理事及び監事は、法第 45 条の 10 に基づく説明責任を果たすため出席するものとし、欠席する場合はあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

2 業務を委託している弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ、前 2 項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(議長)

第 11 条 評議員会に議長を置く。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(理事等の報告・説明等)

第 12 条 議長は、出席している理事及び監事に対して議題に対する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

- 2 前項の場合において、当該理事又は監事は、議長の許可を得た上で、第 10 条第 2 項の者に説明させることができる。
- 3 法第 45 条の 9 第 4 項又は第 5 項に基づき評議員から提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員に説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。
- 4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。
- 5 前項の法令に定める正当な理由とは、社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。)第 2 条の 14 に定める次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査を必要とすることが必要である場合で以下に掲げる場合を除く。
 - ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を法人に対して通知した場合
 - イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
 - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
 - (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明しないことにつき正当な理由がある場合

(権限)

第 13 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 評議員会は、定期評議員会として毎年度 5 月又は 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあってはその旨)
- 2 評議員会の招集通知は、評議員会の 1 週間前までに評議員、理事及び監事に対して書面で発出する。
- 3 前項の書面による通知に代えて、あらかじめ評議員等から申し出があった場合には、電磁的方法により通知をすることができる。この場合においては、前項の書面による通知を発したものとみなす。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、開催することができる。

(決議)

第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 評議員における決議の方法は、挙手その他の方法で行うものとする。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の責任の一部免除
 - (4) 法人の解散
 - (5) 法人の合併契約(吸収合併・新設合併)
 - (6) その他法令で定められた事項
- 5 理事又は監事の法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。
- 6 第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、理事が議題を提案し、当該提案について評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の同意があつたものとみなす。
- 7 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 17 条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

(1)通常の評議員会の事項

- ① 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事又は監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む)
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言の内容の概要
 - ア 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に召集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ウ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等についての調査結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - エ 監事が、監事の報酬について意見を述べたとき
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事及び監事の氏名又は名称
- ⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 評議員会への報告の省略の場合の事項

- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録には、議長及び議事録署名者 2 名が、署名又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。

5 前 4 項により作成した議事録は、当該評議員会の開催された日から 10 年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第 18 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名 (2) 監事 2名
2 理事のうち 1名を理事長とする。

(役員の選任等)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 役員の選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに 1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 理事長は、毎会計年度に 4ヶ月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期及び理事長の定年)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。又、理事長の定年は 80 歳までとし、自ら辞退することもできる。

(役員の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第 24 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める「役員等報酬規程」により支給することができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 25 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

- 第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が事決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第 28 条 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事が議題を提案し、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意志表示をした時（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 佐賀県多久市東多久町大字別府4158番地2 とうぶ保育園園舎敷地 1599.56 m²
- (2) 佐賀県多久市東多久町大字別府4158番地2所在の木造スレート葺平家建とうぶ保育園園舎 1棟(471.55 m²)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため必要な手続を取らなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、多久市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、多久市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び收支予算)

第34条 この法人の事業計画書、收支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(特別会計)

第36条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもつて終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算を以て定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散をのぞく。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、多久市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものと除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を多久市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人東保会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	鎌山一臣
理事	林口 彰
理事	陣内和博
理事	千住 正
理事	本告和馬
理事	鎌山明久
監事	山田孝之
監事	野方輝美子

附 則

この定款は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。
この定款は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。
第 11 条、第 14 条、第 24 条及び第 25 条の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 25 年 5 月 30 日から施行する。
この定款は、平成 25 年 9 月 18 日から施行する。
この定款は、平成 27 年 11 月 18 日から施行する。
この定款は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。
この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 30 年 10 月 23 日から施行する。
令和 3 年 4 月 1 日から施行する。